

令和3年度 認定調査員現任研修資料

～『介助の方法』の選択基準についての理解を深めよう～

八王子介護支援専門員連絡協議会
認定調査担当理事 金沢 石坂

はじめに、皆様は「介助の方法」で評価する調査項目は、あわせて何項目あるか理解していただけますか？

答えは 16項目 です。 (テキスト P 23参照)

「1-10 洗身」

「1-11 つめ切り」

「2-1 移乗」

「2-2 移動」

「2-4 食事摂取」

「2-5 排尿」

「2-6 排便」

「2-7 口腔清潔」

「2-8 洗顔」

「2-9 整髪」

「2-10 上衣の着脱」

「2-11 ズボン等の着脱」

「5-1 薬の内服」

「5-2 金銭の管理」

「5-5 買い物」

「5-6 簡単な調理」

今回は、この16項目の中から、特に次の項目に焦点をあて学習したいと思います。

「1-10 洗身」

「2-2 移動」

「2-5 排尿」

「2-6 排便」

「2-7 口腔清潔」

「2-8 洗顔」

「2-9 整髪」

この7項目については、特に認定調査員の皆様が「実際の介助の方法」が不適切と判断するケースが多く見られる項目です。

我々認定調査員は、対象者にとって「介助されていない状態」や「実際に行われている介助」が、「不適切」であると判断した場合に、どのような点を判断根拠として捉え、特記事項に記載すべきでしょうか？

介助の方法の項目において、実際の状況や行われている介助が「不適切」と判断する際、認定調査員として最低限理解しておかなければいけない事が、各項目にある「調査項目の定義」と「選択肢の選択基準」です。

この2つを理解していなければ、適切か不適切かの判断はもちろんの事、認定調査自体を行う事ができません。

ここで、実際にあった事例をもとに皆さんと一緒に確認していきたいと思います。

例1. 「1-10 洗身」

「週2回デイサービスでお風呂に入れてもらい、介護者に全て洗ってもらっています。」と立会者の家族が回答。
※立会者の家族は、実際のデイサービスでの入浴方法をよく分かっていない。

例2. 「2-5 排尿」「2-6 排便」

リハパンとパットを使用。日中独居のため、失禁の状態等の確認はとれていないが、息子や娘が帰ってきた後、夜間帯にリハパンとパットの交換が行われている。

例3. 「2-7 口腔清潔」「2-8 洗顔」「2-9 整髪」
日課として毎日行う事がなく習慣がない。

例4. 「2-2 移動」

室内外も物や壁など伝い移動している。最近になりつまづくことが多く、転倒しているようだが、独居で認知症状もあり、実際いつどこで転倒しているのかははっきりわからない。

対象者本人や立会者の家族から、このように話があった場合、認定調査員のあなたならどうしますか？

【重要】

〔判断ポイント〕

「介助の方法」の項目の共通事項として、「実際の介助の方法」が不適切と判断する場合については、

- ①現在の状況がどうなのか（自分で全く行っていない事が毎日なのか、外出時や気が向いた時だけ自分で行っているのか、家族や介護者に行ってもらっている状況なのか等）
- ②不適切と判断される理由（行っていないのが妥当か、身体、認知面から介助を行うのが妥当か等）
- ③適切と思われる介助の方法は何か（実際にどのような介助が必要なのか）

この3つのポイントを柱として、詳細に聞き取り（調査）を行わなければ、「適切な介助の方法」が正しく選択できません。

例1. 「1-10 洗身」

ここでは、単に立会者の家族から「デイで全て介助してもらっている」という回答だけで、「全介助」を選択する事は、認定調査の情報量としては足りません。対象者にも聞ける場合は、

- ①実際にどのような入浴形態なのか。
 - ②介護者に体のどの部分を洗ってもらっているか。
 - ③自分でも洗っているのか。
 - ④自分で洗った後に介護者が洗い直しているのか。
- まで聞き取る必要があります。

対象者に聞き取りができない場合は、

- ⑤本人の身体機能や能力の項目等も含めて判断する必要があります。

例2. 「2-5 排尿」「2-6 排便」

排泄の項目は、対象者や家族にとっても答え辛く、我々認定調査員にとっても聞き取りの際は、極めて慎重かつプライバシーに配慮し聞き取りすべき項目ですが、認定調査員として実際の状況を詳細に調査しなければいけません。

ここでのポイントは

- ①排泄方法の確認。トイレなのか、ポータブルトイレなのか、オムツを使用しているのか等。
- ②日中と夜間で排泄方法が異なる場合は、それぞれの方法と頻度はどうか。
- ③失禁の有無。有の場合は、失禁量や衣類まで汚すような不衛生な状況なのか等。
- ④自分でパット交換等行えるのか。
- ⑤トイレ周囲を汚す事はあるのか。ある場合には、掃除の頻度はどうか。
- ⑥一連動作のどの部分に介助が行われているのか。
- ⑦介助が必要と思われる場合、一連動作のどの部分に介助が必要と思われるのか。

排泄の一連動作や介助方法については、個別に大きく異なります。詳細に聞き取りを行った上で慎重に判断する必要があります。

例3. 「2-7 口腔清潔」「2-8 洗顔」「2-9 整髪」

この3つの項目は特に、日課として毎日行う事がなく習慣がないからといって「介助されていない」を選択する方と「不適切」と判断し、「一部介助」または「全介助」を選択する方とで、認定調査員によって判断が大きく分かれる項目です。

ここでの判断ポイントは本人の能力、意欲、本当に介助が必要な状態なのかが重要となります。

- ①毎日に行っていないが、入浴の時などに洗顔や整髪は行われていないのか。
- ②入浴の時など限定的に行っている場合、一連の行為は自分で行っているのか。
- ③習慣がなく行われていない場合、不衛生な状況はないのか。等

※その方の状況を色々な面で質問し、不適切だと思ふ場合は、どのような理由で適切な介助を選択すべきかを考えて選択する。

3つの項目に共通する留意点として

「調査項目の定義」にそれぞれ必要な「物品の準備」も一連の行為に含まれる為、

- ①自分で準備しているのか。
- ②家族等に準備してもらっているのか。
- ③準備してもらえれば、行為自体は自分で行えるのかまで確認する必要があります。

また「2-8 洗顔」「2-9 整髪」に関しては、日常的にその行為自体が発生していない為に「類似行為」で判断し選択しなければいけない場合が多くある事も特徴の一つです。

例えば、男性で頭髪がない場合や短髪の為、整髪行為自体がない場合においては、「タオルで頭を拭く時はどうしているのか」という類似行為から聞き取りを行い選択する事が求められます。

例4. 「2-2 移動」

対象者が1人で移動しているが、歩行等が不安定であるといった場合の留意点として

- ① 「1-7 歩行」で、実際にどのような方法で歩行ができているのか。壁や家具を伝うのか、杖や歩行器等を使用しているのか、単独で外出しているのか等。
- ② 転倒の有無と頻度はどうか。(特に過去1週間の様子を確認)
- ③ 家族が居て見守りをしていると回答した場合は実際にどの程度の見守りを行っているのか、例えば、体から少し離れた距離(遠位)からの見守りか、すぐに手を出せて支えられる(近位)からの見守りか。独居の場合はどれ程、移動時につまずいたり、転倒したりしているのかを確認する。

転倒しているという事案があっても、日頃は何とか自力で移動している対象者に、「転倒の危険性がある」「実際の歩行状態を確認したら大変そう、辛そう」といった理由で、選択基準を重めに判断し選択を誤る場合が散見されます。実際の状況と聞き取った内容から「見守り」なのか「一部介助」なのかを適切に判断する必要があります。

今回、例を4つ挙げて話をしましたが、解答はあえてしていません。あくまでも調査対象者は各々違う状況である為、適切な介助で選択するだけの情報量と自分がこの介助が必要と思われる根拠を特記事項に記載することが重要となります。

この研修を通じて、今後適で選択する場合は、最初にまず、現状の把握、そして不適切と判断される理由から〈この介助が必要と思われる〉という審査会の委員が分かる特記事項の記入をして下さい。

その他の留意事項として

- ①義足や装具を装着している場合、または車椅子を使用している場合は、その状況で評価する。
- ②外出時の移動方法と付添者の有無、介助が行われている場合は介助の内容を確認。
- ③「2-2 移動」の介助の方法が不適切と判断し、適切と思われる介助の方法で「見守り等」を選択したにも関わらず、「7-1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が【J2】で選択されている場合がある。この場合は「不整合」と認識しなければいけない。

事務局から

～調査票の記載漏れが多い箇所～

- ・ 被保険者番号の相違（調査票の1～3と特記の番号が違う）
- ・ 氏名の抜け
- ・ 年齢の抜け
- ・ 介護度の抜け・・・以前から多い！
- ・ 現在受けているサービスの回答個数の抜け、及びサービス無しで「0」を記載する←不要！
- ・ 7群の調査票へチェックと特記の記載が違う（例：調査票はJ2なのに特記はA1になっている）

提出前に必ず再チェックをして下さい。もちろん事務局でも確認をしますが、調査件数も多い為、内容を見て記載するのも手間となりますので、宜しくお願い致します。

～この1年間での苦情内容～

①家族より現在利用中のサービス事業所についての相談を受けた。

家族が調査員からの助言を受けて、担当のケアマネジャーに相談、ケアマネジャーも困惑してしまい、支援自体がやりづらくなっている、苦情となる。

→調査員の立場でサービス内容に関する提案や相談対応を行ってはならない。サービスに関する相談を受けた場合は、担当ケアマネジャー・包括センター・市担当課等に相談頂くよう説明すること。

例:「申し訳ありませんが、本日は調査で来ていますので、そのような質問にはお答え出来ません。お手数ですが、担当のケアマネジャーさんや包括センター、市担当課までご相談下さい。」

②調査に立ち合いをしたく、約束した調査時間に訪問したが、すでに調査が始まっていて終わりそうだった。何の為の立ち合いなのか、勝手すぎる。

→訪問時に立ち合いの方（ケアマネジャーやご家族）がいない場合は来るまで待機をすること。なかなか来ない場合は立ち合いの方に連絡をして指示を仰ぐこと。